南あわじ市公立教育・保育施設のあり方検討方針

（素案）

令和８年●月

兵庫県南あわじ市

１．はじめに

乳幼児期は、「生きる力」を育てる、とても大切な時期です。子どもは日々の生活や遊びを通して、自立心や感性を育み、集団の中で他の人との関わり方やルールを学びます。こうして、主体性や社会性の基礎ができあがり、生涯にわたる人としての土台が形成されます。

また、乳幼児期から学童期にかけての子どもの成長は連続的であることから、就学前教育・保育と小学校への円滑な接続を図ることが大切であると考えています。市は、必要な教育・保育の提供と質の確保に努めるとともに、子どもたちが小学校入学後も円滑に学校生活に適応できるよう支援していくことを大切にしています。

本市では「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育ての喜びが見えるまち・南あわじ」を基本理念に掲げています。質の高い教育・保育や地域の子ども・子育て支援事業を計画的に推進し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

しかし近年は、急速な少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化に加え、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などの変化により、幼児教育・保育を取り巻く環境は大きく変動しています。こうした中で、公立教育・保育施設では園児数の減少によって休園となる施設があるなど、幼児教育・保育の質の確保とともに、適切な規模や体制での提供が課題となっています。

こうした現状を踏まえ、子どもや保護者にとってより良い教育・保育環境の整備を進めるとともに、今後の社会情勢や保育ニーズに対応した質の高い教育・保育を提供するため、本市の公立教育・保育施設の規模や配置、運営方法などを中長期的な視点から一体的に検討していくことが求められています。

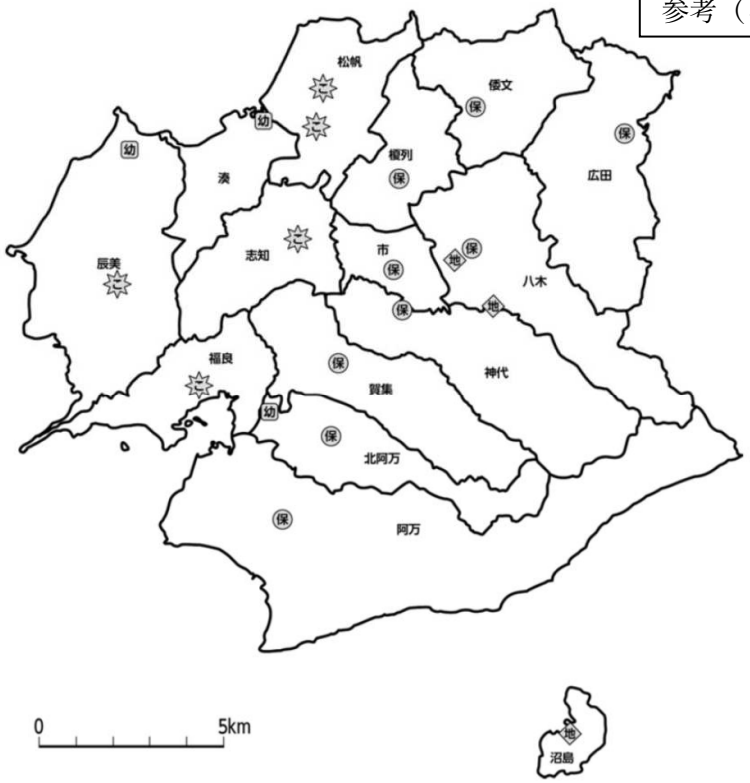
本方針は、令和８年●月に開催された南あわじ市子ども・子育て会議において、教育・保育提供体制全体について総合的な視点から調査審議を行った結果を踏まえ、今後の本市の公立教育・保育施設のあり方を検討していく時期や考え方を示すものとして策定します。

２．南あわじ市内の教育・保育の現状

（１）教育・保育施設の現状

南あわじ市には、令和８年４月１日現在、公立保育所（園）９園、公立認定こども園２園、公立幼稚園２園、私立保育所（園）４園、私立認定こども園３園、私立幼稚園１園が設置されています（休所・休園を除く）。

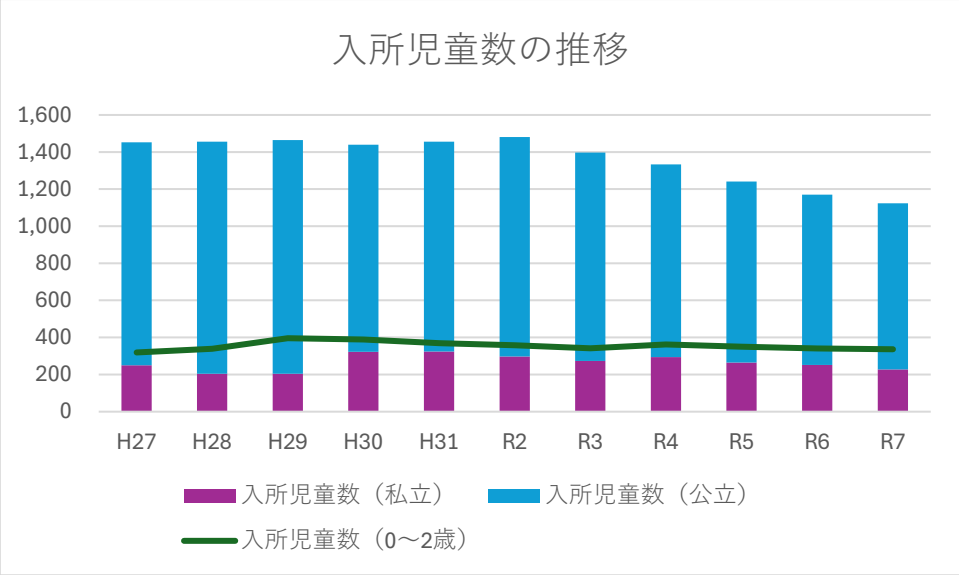
参考（イメージ図）



入所・入園児童数は、令和７年３月 31 日現在、1,123 名であり、平成 27 年度から令和７年度の 10 年間で約 22.7%減少しており、今後も減少を続けると推計されています。入所・入園児童数は減少しているものの、0～2 歳児の児童数がおおむね減少していないことから、この年齢の子どもに対する保育の需要が増えていると考えられます。

（人）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入所・入園児童数	1,452	1,456	1,464	1,439	1,456	1,481	1,397	1,333	1,241	1,170	1,123
入所・入園児童数（公立）	1,202	1,252	1,260	1,117	1,132	1,184	1,124	1,039	977	919	896
入所・入園児童数（私立）	250	204	204	322	324	297	273	294	264	251	227
入所・入園児童数（0～2 歳）	319	339	396	389	369	358	341	362	350	340	336

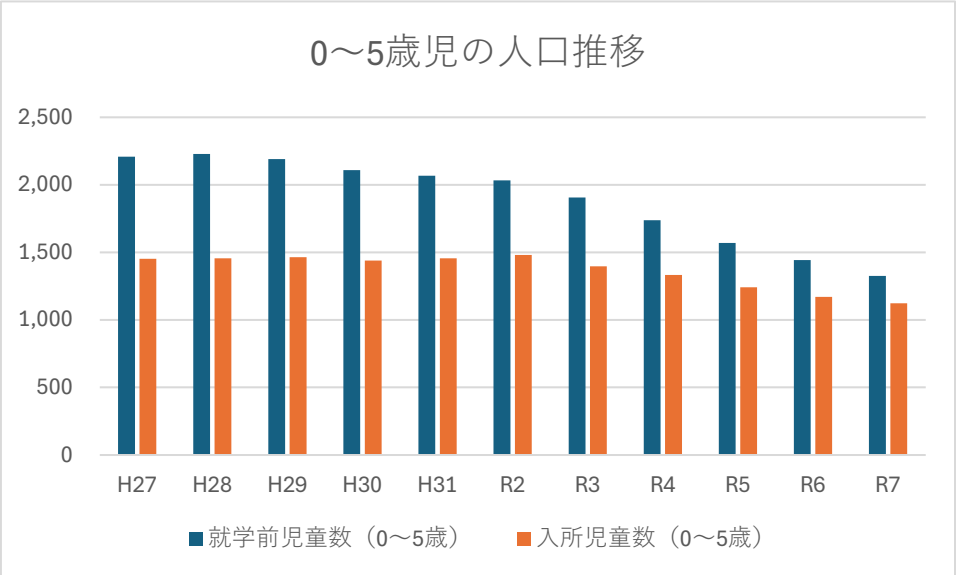


（２）就学前児童数の推移

南あわじ市の人口は、近年減少が続いています。就学前児童（０～５歳児）数についても年々減少を続け、令和７年３月末現在、1,325 人であり、平成 27 年度から令和７年度の 10 年間で約 40%減少しており、急激に少子化が進んでいる状況となっています。

（人）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
就学前児童数（0～5 歳）	2,208	2,228	2,191	2,109	2,067	2,033	1,906	1,738	1,570	1,443	1,325
人口に対する入所児童数の割合	65.8%	65.4%	66.8%	68.2%	70.4%	72.8%	73.3%	76.7%	79.0%	81.1%	84.8%



（3）教育・保育に関する制度の動向

平成 27 年度頃から、少子化や女性の社会進出に合わせて、保育所や幼稚園の制度が見直されてきました。その結果、子育てがしやすい環境づくりや子育て支援の充実が進んでいます。

平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。この制度では、保育所や幼稚園に加え、認定こども園や地域の小規模保育など、さまざまな子育てサービスがまとめて整えられるようになりました。従来は別々だった幼稚園と保育所の機能を併せ持った認定こども園も普及し、保護者の多様なニーズに応えられるようになりました。

また、平成 30 年 4 月には、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、幼児期に育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されました。これにより、幼稚園、保育所、認定こども園のそれぞれの施設の目的や役割を踏まえつつ、施設類型にかかわらず、遊びを通した学びを大切にし、子どもの主体性を育む質の高い教育・保育を提供することがより一層重視されています。

さらに、令和元年 10 月からは 3 歳から 5 歳までの幼児教育・保育が無償化され、0 歳から 2 歳の子どもも一定条件で無償化の対象となり、子育て家庭の負担軽減が図られています。

3．基本的な考え方

（1）子どもの育ちを最優先に考える

施設のあり方を検討する際は、行政運営上の効率性だけではなく、子どもが安心して生活し、多様な人との関わりの中で育つことができる教育・保育環境の確保を最も重要な視点とします。

（2）人数だけで一律に判断しない

児童数は重要な判断材料ですが、一定の人数を下回ったことのみを理由として直ちに休園・廃園等を決定することはしません。今後の児童数の見込みや保護者の意向、地域事情、施設の安全性、職員配置、近隣施設の状況等を総合的に勘案します。

（3）早期の情報共有と丁寧な合意形成

小規模化が見込まれる段階から、保護者や地域に現状と将来見通しを分かりやすく示し、十分な意見聴取と協議を行います。

（4）在園児への影響に十分配慮する

休園、統合その他の見直しを行う場合は、在園児の生活環境が急激に変化しないよう配慮し、卒園時期や移行時期について保護者と十分に協議します。

（5）持続可能な教育・保育体制を確保する

将来にわたり必要な教育・保育サービスを安定して提供できるよう、施設配置や職員体制、施設の老朽化、維持管理、近隣施設の受入れ体制等も踏まえて検討します。

（6）小規模な教育・保育の利点と課題

保育所保育指針等では、一人ひとりの発達に応じた教育・保育とともに、子ども同士の関わりや集団での活動を通した協同性等の育ちが重視されています。

このため、小規模化した施設については、その利点と課題を踏まえ、児童数や年齢構成、今後の児童数の見込み、保護者の意向、地域事情等を総合的に勘案して検討します。

視点	利点	課題
教育・保育	・一人ひとりの発達や特性を把握しやすく、きめ細かな教育・保育を行いやすい。 ・子どもの興味や関心に応じた柔軟な活動を行いやすい。 ・異年齢での活動や交流を行いやすい。	・同年齢の子ども同士で遊び、学び合う機会が少なくなりやすい。 ・集団で行う遊びや行事など、一定の人数を必要とする活動が行いにくくなる。 ・多様な考え方や行動に触れる機会が少なくなりやすい。
生活・人間関係	・子ども同士や保育者との関係が深まりやすい。 ・家庭的で落ち着いた環境をつくりやすい。	・人間関係が固定化しやすい。 ・友達を選んだり、新たな人間関係をつくったりする機会が限られやすい。
施設運営・職員体制	・職員間で子どもの状況を共有しやすい。 ・施設全体で一人ひとりを見守りやすい。	・職員数が少なくなり、休暇や研修等の際の代替職員の確保が難しくなりやすい。 ・年齢別の集団編成や多様な教育・保育活動が行いにくくなる場合がある。
保護者・地域	・保護者と職員の距離が近く、日常的な情報共有を行いやすい。 ・地域とのつながりを生かした教育・保育を行いやすい。	・行事等における保護者一人あたりの負担が大きくなる場合がある。 ・地域の子どもの減少により、施設を中心とした交流機会が少なくなる場合がある。

４．南あわじ市の公立教育・保育施設のあり方

（１）対象施設

本方針の対象は、市が設置する公立教育・保育施設（幼稚園、保育所及び公立認定こども園）とします。

（２）あり方の検討を開始する目安

入所・入園児童数が施設全体で「おおむね 19 人以下」となる場合を、今後のあり方について具体的な検討を開始する目安とします。この人数は、休園・廃園等を決定する基準ではなく、検討を開始するための目安です。

また、入所・入園児童数が施設全体で「おおむね 5 人以下」となることが見込まれる場合を、休園・廃園を視野に入れた具体的な検討を開始する目安とします。入所・入園の募集を停止する時期など、実際の判断に当たっては、今後の児童数の推移、入所・入園希望、保護者及び地域の意向、施設の状況、近隣施設への通園環境等を総合的に勘案します。

５．検討の進め方

（１）現状把握・将来見通しの整理及び検討の開始

前述の考え方に基づき、入所・入園児童数が施設全体で「おおむね 19 人以下」となる場合、今後の推移も踏まえつつ地域ごとの実情を考慮したうえで、今後の施設のあり方について検討を開始します。

（２）保護者への情報提供及び意見聴取

対象となる児童だけに限定せず、必要に応じて関係する保護者全体に現状と見通しについて情報提供します。その上で、アンケートや個別面談等により意見聴取を行い、今後の子どもたちにとって望ましい教育・保育環境を一緒に考えます。

（３）地域との協議

地域における施設の役割や地域事情を踏まえるため、自治会や地域づくり協議会、その他の関係者に状況を説明し、意見を聴取します。

（４）子ども・子育て会議等での調査審議

保護者・地域の意見や児童数の見通し、教育・保育環境等を整理した上で、子ども・子育て会議等において今後のあり方を調査審議します。

（５）方向性の決定及び実施

調査審議の結果を踏まえ、市として施設の方向性を決定します。

前述の考え方に基づき、入所・入園児童数が施設全体で「おおむね５人以下」となり、検討を行った結果、休園することとなる場合は、保護者への周知や転園等への支援、施設・職員体制の調整など、必要な準備期間を確保し、子どもや保護者等への影響を最小限にするよう配慮します。

また、休園が見込まれる施設については、廃園後の利活用も見据え、施設の状態等を確認しながら、今後の利活用について検討することとします。

６．方針の運用・見直し

本方針は、今後の児童数の動向や教育・保育制度の改正、施設の状況、地域事情等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、個別施設の検討に当たっては、本方針を基本としつつ、それぞれの地域・施設の実情に応じて柔軟に対応することとします。